

## 議案第80号

### 鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存

在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章 略	第 1 章 略
第 2 章 普通税	第 2 章 普通税
第 1 節 県民税	第 1 節 県民税
第 1 款及び第 2 款 略	第 1 款及び第 2 款 略
第 3 款 <u>法人</u> の県民税（第40条 <u>第45条の2</u> ）	第 3 款 <u>法人等</u> の県民税（第40条 <u>第45条</u> ）
第 4 款～第 7 款 略	第 4 款～第 7 款 略
第 2 節～第10節 略	第 2 節～第10節 略

第3章及び第4章 略

附則

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
法人の県民税	略
略	

2 略

(県税の減免)

第3章及び第4章 略

附則

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する総合事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
法人等(第20条第5号に規定する法人等をいう。以下この章において同じ。)の県民税	略
略	

2 略

(県税の減免)

第 8 条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

法人の県民税	略
略	

- 2 知事は、前項の表の右欄並びに第78条の2、第78条の3、第137条の2及び第172条に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。
- 3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期

第 8 条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

法人等の県民税	略
略	

- 2 知事は、前項の表の右欄並びに第137条の2及び第172条に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。
- 3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第 9 条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期

限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) <u>法人</u> の県民税	略
略	

2～5 略

（納税管理人の申告等）

第14条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税若しくは産業廃棄物処分場税の納税義務者又はゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくな

限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) <u>法人等</u> の県民税	略
略	

2～5 略

（納税管理人の申告等）

第14条 法人等の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税若しくは産業廃棄物処分場税の納税義務者又はゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しな

った場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する総合事務所の管内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

（納税証明書の交付の請求等）

第16条 略

2 及び 3 略

くなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する総合事務所の管内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

（納税証明書の交付の請求等）

第16条 略

2 及び 3 略

4 前項の規定の適用については、各税目につき第2項各号に掲げる事項ごと（同項第1号に掲げる事項については、法第20条の10の施行令に掲げる事項ごと）に1枚とみなし、その証明書が2以上の年度（法人の県民税及び事業税にあっては事業年度とし、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税にあっては月とする。以下この項において同じ。）に係る県税に関するものであるときは、当該枚数に年度の数に乗じて得た枚数とみなす。ただし、その証明書が徴収金について未納の額がないこと又は滞納処分を受けたことがないことを証明するものである場合にあっては、この限りでない。

5 略

（用語）

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

4 前項の規定の適用については、各税目につき第2項各号に掲げる事項ごと（同項第1号に掲げる事項については、法第20条の10の施行令に掲げる事項ごと）に1枚とみなし、その証明書が2以上の年度（法人等の県民税及び法人の事業税にあっては事業年度とし、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税にあっては月とする。以下この項において同じ。）に係る県税に関するものであるときは、当該枚数に年度の数に乗じて得た枚数とみなす。ただし、その証明書が徴収金について未納の額がないこと又は滞納処分を受けたことがないことを証明するものである場合にあっては、この限りでない。

5 略

（用語）

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

( 県民税の納税義務者等 )

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ  
同表の右欄に定める額によって課する。

略

(4の2) 略

(4の3) 略

(5) 法人等 法第26条第1項に規定する法人等をいう。

(6) 略

(6の2) 略

(6の3) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

( 県民税の納税義務者等 )

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ  
同表の右欄に定める額によって課する。

略



(4) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの

略

略

2～4 略

5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等及び次に掲げる法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務

(4) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第6項に規定するものを除く。）

略

略

2～4 略

5 法人税法第2条第6号の公益法人等（次に掲げる法人を含む。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を

所又は事業所を有する者に課する。

(1)~(3) 略

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項  
に規定する認可地縁団体

(5) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与  
に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に  
規定する法人である政党等

(6) 略

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、  
かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃  
止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」  
という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみ  
なして、この節中法人に関する規定を適用する。

7 略

（所得控除）

有する者に課する。

(1)~(3) 略

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項  
の認可を受けた地縁による団体

(5) 略

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、  
かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃  
止したものを含む。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、  
法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

7 略

（所得控除）

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項に規定する特例控除額を加算した金額。

以下この項において「控除額」という。)をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

( 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 )

第24条の5 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分

( 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 )

第24条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分

の2を乗じて得た金額を、その者の第24条から前条まで及び法第37条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

( 配当控除 )

第25条 略

2 前項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用については、同条中「第24条から前条まで」とあるのは、「第24条から前条まで及び次条第1項」とする。

の2を乗じて得た金額を、その者の前3条及び法第37条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

( 配当控除 )

第25条 略

2 前項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「前3条及び次条第1項」とする。

( 個人の県民税の控除の特例 )

第26条の2 平成18年度分の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額（法第23条第1項第13号に規定するものをいう。以下この条及び第27条の2において同じ。）が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（第28条に規定する所得割を除く。以下この項において同じ。）については、法の規定中所得割に

関する部分（法第37条の3を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における法第37条の3の規定の適用については、同条中「第35条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第2条第3項」とする。

- 2 平成19年度分の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（第28条に規定する所得割を除く。以下この項において同じ。）については、法の規定中所得割に関する部分（法第37条の3を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における法第37条の3の規定の適用については、同条中「第35条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第2条第5項」とする。

第3款 法人の県民税

( 法人の均等割の税率 )

第41条 法人の均等割の税率は、次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

<u>法人</u>	税率
(1) <u>次に掲げる法人</u>	年額 <u>2万円</u>

( 個人の均等割の税率の特例 )

第27条の2 平成19年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、600円とする。

第3款 法人等の県民税

( 法人等の均等割の税率 )

第41条 法人等の均等割の税率は、次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

<u>法人等</u>	税率
(1) <u>資本金等の額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互</u>	年額 <u>80万円</u>

ア 法人税法第2条第5号の公共  
法人及び法第24条第5項に規定  
する公益法人等のうち、法第25  
条第1項の規定により均等割を  
課することができないもの以外  
のもの（法人税法別表第2に規  
定する独立行政法人で収益事業  
を行うものを除く。）

イ 人格のない社団等

ウ 保険業法に規定する相互会社  
以外の法人で資本金の額又は出

会社以外の法人で資本金の額又は  
出資金の額を有しないもの及び法  
第52条第2項第3号に規定する公  
共法人等を除く。（2）から（4）ま  
でにおいて同じ。）



資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。）  
以下この表において同じ。）で  
資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2) 資本金等の額を有する法人で 年額 5万円  
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの

(3) 資本金等の額を有する法人で 年額 13万円  
資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの

(4) 資本金等の額を有する法人で 年額 54万円

(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 54万円

(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 13万円

(4) 資本金等の額が1,000万円を超 年額 5万円

資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	
(5) 資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

(法人の県民税の徴収方法)

第42条 法人の県民税の徴収については、申告納付の方法による。

(法人の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第4項、第5項、第24項及び第28項の規定

え 1億円以下である法人	
(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人等	年額 2万円

(法人等の県民税の徴収方法)

第42条 法人等の県民税の徴収については、申告納付の方法による。

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人等は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

2 法第53条第1項、第4項、第5項、第24項及び第28項の規定

によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 略

（法人の県民税に係る更正及び決定に関する通知）

第44条 略

（法人の県民税に係る不足税額の納付手続）

第45条 前条の通知書を受理した法人は、不足税額（法第56条第1項に規定する不足税額をいう。）があるときは、納付書によってこれを納付しなければならない。

2 略

によって申告書を提出すべき法人等は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

3 略

（法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知）

第44条 略

（法人等の県民税に係る不足税額の納付手続）

第45条 前条の通知書を受理した法人等は、不足税額（法第56条第1項に規定する不足税額をいう。）があるときは、納付書によってこれを納付しなければならない。

2 略

( 法人の県民税の徴収猶予の申請 )

第45条の2 法人の県民税の納税義務者は、法第55条の2第1項

又は法第55条の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場

合には、法第55条の2第6項又は法第55条の4第6項の施行令

に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申

請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

第4款 利子等に係る県民税

( 配当割の税率の特例 )

第53条の4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に

支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9

項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）

に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3

とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月

第4款 利子等に係る県民税

( 配当割の税率の特例 )

第53条の4 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に

支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9

項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）

の額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分

の3とする。

31日までの間に支払を受けるべき法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 1万2,000円
- イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

( 配当割の特別徴収義務者 )

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等（次条において「国外特定配当等」という。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。））である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

( 配当割の申告納入 )

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を

( 配当割の特別徴収義務者 )

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等（次条において「国外特定配当等」という。））である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。

( 配当割の申告納入 )

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければ

知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収等の特例)

第53条の7の2 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措

置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、法附則第35条の2の5第1項の施行令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選

択口座(以下この条において「源泉徴収選択口座」という。)

ならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

が開設されている第53条の6の特別徴収義務者が、源泉徴収選  
択口座内配当等につき、前条の規定に基づき配当割を徴収する  
場合における第21条第1項第6号、第53条の6及び前条の規定  
の適用については、第21条第1項第6号及び第53条の6の規定  
中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1  
月1日」と、前条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属す  
る年の翌年の1月10日（法附則第35条の2の5第2項の規定に  
より読み替えて適用する法第71条の31第2項の施行令で定める  
場合にあっては、当該施行令で定める日）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が配当割の納税義務者に対して支払わ  
れる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配  
当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配  
当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があ  
るときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納  
入すべき配当割の額は、法附則第35条の2第3項の施行令で定  
めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内



配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第53条の3の規定を適用して計算した金額とする。

(1) その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る法附則第35条の2の4第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第1号の施行令で定める金額

(2) その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第35条の2の4第2項の規定により計算された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として法附則第35条の2の5第3項第2号の施行令で定める金額

4 前項の場合において、当該配当割の納税義務者に対して支払

われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第53条の7の規定により既に徴収した配当割の額が前項の規定を適用して計算した配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、法附則第35条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第22項の施行令で定めるところにより計算した金額に対して課する所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- （1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（改正法附則第3条第22項第1号に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額
- （2） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超

える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 6万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

( 森林環境保全税の趣旨 )

第53条の18 略

2 森林環境保全税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

( 法人の均等割の税率の特例 )

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分

( 森林環境保全税の趣旨 )

第53条の18 略

2 森林環境保全税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人等の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

( 法人等の均等割の税率の特例 )

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人等の欄に掲げる区

に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人	加算額
<p>(1) <u>次に掲げる法人</u></p> <p><u>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</u></p>	<p>1,000円</p>

分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人等	加算額
<p>(1) <u>資本金等の額が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)</u></p>	<p>40,000円</p>

イ 人格のない社団等

ウ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの 2,500円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 6,500円

(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの 27,000円

(2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 27,000円

(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 6,500円

(4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 2,500円

(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	40,000円
------------------------------------	---------

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	イ	略
	法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第5項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない	略

(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人等	1,000円
----------------------------	--------

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	イ	略
	法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第5項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない	略

社団等、同条第5項に規定する  
みなし課税法人、同条第1項第  
1号口に規定する投資法人、同  
号口に規定する特定目的会社並  
びに一般社団法人（非営利型法  
人（法人税法第2条第9号の2  
に規定する非営利型法人をいう。  
以下この号において同じ。）に  
該当するものを除く。）及び一  
般財団法人（非営利型法人に該  
当するものを除く。）並びにこ  
れらの法人以外の法人で資本金  
の額若しくは出資金の額が1億  
円以下のもの又は資本若しくは  
出資を有しないもの（次条第1  
項の表において「外形標準課税

社団等、同条第5項に規定する  
みなし課税法人、同条第1項第  
1号口に規定する投資法人及び  
同号口に規定する特定目的会社  
並びにこれらの法人以外の法人  
で資本金の額若しくは出資金の  
額が1億円以下のもの又は資本  
若しくは出資を有しないもの（次  
条第1項の表において「外形標  
準課税対象外法人」という。）



対象外法人」という。)

略

2～5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人 (受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。 以下この条及び次条に	略	

略

2～5 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人 (受託法人(法第72条の2の2第3項に規定する受託法人をいう。 以下この条において同	略	

	において同じ。)を除く。	
	次項において同じ。)	
	略	
略		

3 ~ 5 略

(法人の事業税の税率の特例)

第58条の2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る

法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)

による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人

の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業

税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人

の事業税を含む。)については、前条の規定にかかわらず、次

項から第5項までに定めるところによる。

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、

次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げ

	じ。)を除く。次項に	
	において同じ。)	
	略	
略		

3 ~ 5 略

る法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に

同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準課税対象 法人(受託法人を 除く。次項におい て同じ。)	各事業年度 の付加価値 額	100分の0.48
		各事業年度 の資本金等 の額	100分の0.2
		各事業年度 の所得のう ち年400万円 以下の金額	100分の1.5
		各事業年度 の所得のう ち年400万円	100分の2.2

を超え年800  
万円以下の  
金額

各事業年度 100分の2.9  
の所得のう  
ち年800万円  
を超える金  
額及び清算  
所得

特別法人

各事業年度 100分の2.7  
の所得のう  
ち年400万円  
以下の金額

各事業年度 100分の3.6  
の所得のう  
ち年400万円

を超える金  
額及び清算  
所得

その他の法人

各事業年度 100分の2.7  
の所得のう  
ち年400万円  
以下の金額

各事業年度 100分の4  
の所得のう  
ち年400万円  
を超え年800  
万円以下の  
金額

各事業年度 100分の5.3  
の所得のう  
ち年800万円

		を超える金額及び清算所得	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の0.7

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもので及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、合計額)とする。

法人	金額	税率
----	----	----

外形標準課税対象	各事業年度の付加価値額	100分の0.48
法人	各事業年度の資本金等の額	100分の0.2
	各事業年度の所得及び清算所得	100分の2.9
	特別法人	各事業年度の所得及び清算所得
その他の法人	各事業年度の所得及び清算所得	100分の5.3

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げ	各事業年度の所得のうち	100分の2.7

業	る事業以外の事業	年400万円以下の金額	
		各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円 以下の金額及び清算所得	100分の3.6
		各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の4.3
(2)	電気供給業、 ガス供給業及び 保険業	各事業年度の収入金額	100分の0.7

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて  
事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人  
で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託  
法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度  
に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定に  
かかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表  
の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。



金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額及び清算所得	100分の3.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(6) 法第72条の29第1	当該法人の当該事業年度終了の

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(6) 法第72条の29第1	当該法人の当該事業年度終了の

項の規定の適用を受け る法人	日から2月以内の期間（当該期 間内に残余財産の最後の分配又 は引渡しが行われるときは、そ の行われる日の前日までの期間）
(7) 法第72条の30第1 項の規定の適用を受け る法人	残余財産の分配又は引渡しの日 の前日までの期間
(8) 法第72条の31第1 項の規定の適用を受け る法人	残余財産の確定した日から1月 以内の期間（当該期間内に残余 財産の最後の分配又は引渡しが行 われるときは、その行われる 日の前日までの期間）

（法人の事業税の徴収猶予の申請）

第61条の2 略

2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の39の2第1項又は

項の規定の適用を受け る法人	日から2月以内の期間（当該期 間内に残余財産の最後の分配が 行われるときは、その行われる 日の前日までの期間）
(7) 法第72条の30第1 項の規定の適用を受け る法人	残余財産の分配の日の前日まで の期間
(8) 法第72条の31第1 項の規定の適用を受け る法人	残余財産の確定した日から1月 以内の期間（当該期間内に残余 財産の最後の分配が行われると きは、その行われる日の前日ま での期間）

（法人の事業税の徴収猶予の申請）

第61条の2 略

法第72条の39の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、法第72条の39の2第6項又は法第72条の39の4第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(不動産取得税の納税義務者等)

第76条 不動産取得税は、不動産の取得（法第73条の2第2項から第6項まで、第10項及び第11項の規定により取得とみなされるものを含む。以下この節において同じ。）に対し、当該不動産の取得者（同条第2項、第10項及び第11項の規定により取得者とみなされる者を含む。以下この節において同じ。）に課する。

(3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適

(不動産取得税の納税義務者等)

第76条 不動産取得税は、不動産の取得（法第73条の2第2項から第7項まで、第11項及び第12項の規定により取得とみなされるものを含む。以下この節において同じ。）に対し、当該不動産の取得者（同条第2項、第3項、第11項及び第12項の規定により取得者とみなされる者を含む。以下この節において同じ。）に課する。

用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに限る。以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

2 共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項及び次項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合にあっては、前

後の住宅の建築をもって1戸の住宅の建築とみなして前項の規定を適用する。

3 第1項の規定は、当該住宅の取得者から、第105条に定めるところにより、当該住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の3 知事は、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地(当該土地に係る住宅が同条第1項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることにより同

条第1項又は第2項の規定の適用を受けないものに限る。)で、

3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第2項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、前項の規定を適用する。

3 第1項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、

第106条に定めるところにより、当該土地の取得につき第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

4 第1項の3世代住宅に第78条の2第2項の規定の適用がある場合において、当該住宅の新築後又は取得後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の新築又は取得とみなし、その新築又は取得が第1項に規定する期間内にあったものとみなして同項の規定を適用する。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 略

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 略

( 3 世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予 )

第83条の2 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から平成23年3月31日まで  
の期間、第2号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間(当該期間の末日が平成23年3月31日を超える場合にあっては、同日までの期間)を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に住宅以外  
の家屋の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、  
前条の規定にかかわらず、100分の3.5とする。



(1) 土地を取得した日から平成23年3月31日までの間に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある既存の3世代住宅等（既存の3世代住宅（新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の3世代住宅で法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の要件のうち、床面積に係る要件を除くいずれかの要件に該当するものをいう。以下同じ。）及び新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該3世代住宅に係る土地について前号に該当するもの以外のものをいう。）を取得する場合

2. 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該土地の取得の

事実を申告する際、第106条の2の定めるところによって、併せてしなければならない。

3 知事は、第1項の規定によって徴収猶予をしたときは、その旨を納税者に通知するものとする。同項の申告につき徴収猶予を認めないときも、また同様とする。

4 知事は、第1項の規定によって徴収猶予をした期間内は、その猶予に係る徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

5 知事は、第1項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し）

第83条の3 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について前条

第1項第1号若しくは第2号に該当しないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

2 知事は、前項の規定によって徴収猶予を取り消したときは、その旨を納税者に通知するものとする。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第83条の4 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第83条の2第1項第1号又は第2号に該当し第78条の3第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によって減免することができる額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

2 知事は、前項の規定により不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 前2項の規定によって不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第1項の規定による還付の申請があった日から起算して10日を経過した日を法第17条の4第1項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

進に関する法律（平成20年法律第 号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項若しくは第3項又は法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第33項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（3世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

第105条及び第106条 削除

申告)

第105条 第78条の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、

知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1) 住宅を取得した者の住所及び氏名

(2) 住宅(当該住宅が住宅と一構となるべき住宅である場合には、一構をなすこれらの住宅とし、当該住宅が増築又は改築により取得された住宅である場合には、当該増築又は改築がされた後の住宅とする。)の所在、家屋番号、用途及び床面積

(3) 住宅を取得した年月日

(4) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該住宅が3世代住宅であることを証明する書類

(2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを

証明する書類

(3) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、第78条の2第1項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第106条 第78条の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1) 土地を取得した者の住所及び氏名

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地を取得した年月日

(4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積

(5) 住宅を取得した年月日

(6) その他知事が必要であると認める事項

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

(1) 当該住宅が3世代住宅であることを証明する書類

(2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類

(3) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、第78条の3第1項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につき同項の規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。



4 前項の場合においては、第84条第1項の申告書に第2項の書類を添付しなければならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項第1号の3世代住宅の新築又は同項第2号の既存の3世代住宅等の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日

(4) 住宅の所在、用途及び床面積

(5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する予定年月日

(6) その他知事が必要であると認める事項

2 第83条の4第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 天然ガス自動車 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、14年）を経過する日の属する年度以後の年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、平成17年環境重視型低燃費自動車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17年度分の自動車税及び平成17年環境重視型低燃費自動車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成18年度分の自動車税並びに平成19年環境重視型低燃費

自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成19年環境重視型自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつて

自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型低燃費自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成17年環境重視型自動車及び平成17年環境配慮型低燃費自動車のうち平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成17年度分の自動車税並びに平成17年環境重視型自動車及び平成17年環境配慮型低燃費自動車のうち平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成18年度分の自動車税並びに平成19年環境重視型自動車のうち平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成19年度分の自動車税及び平成19年環境重視型自動車のうち平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成20年度分の自動車税にあ

は同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

- 2 前項の旧登録自動車とは、平成11年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成9年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

っては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

略

- 2 前項の旧登録自動車とは、平成9年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成7年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

- 3 第1項の平成17年環境重視型低燃費自動車とは、電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるものをいう。

- 4 第1項の平成17年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えな

3 略

4 略

5 第1項の平成21年環境重視型低燃費自動車とは、次に掲げるものをいう。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以

いもの（前項に規定する平成17年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。

5 第1項の平成17年環境配慮型低燃費自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの（第3項に規定する平成17年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。

6 略

7 略

下この号において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9

を超えないもので同号口の総務省令で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるもの

6 第1項の平成21年環境重視型自動車とは、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（前項に規定する平成21年環境重視型低燃費自動車を除く。）で法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるものをいう。

(自動車取得税の税率の特例)

第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取

(自動車取得税の税率の特例)

第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取



得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成2年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われた自動車の取得 50万円

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃

得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成2年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた自動車の取得 50万円

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃

料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

( 狩猟税の税率の特例 )

第208条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間

に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の

防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)

第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩

料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員を  
いう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

(2) 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適  
用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなく  
なった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る  
狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用  
登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登  
録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後号細目」という。)が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目(以下この条において「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。)に改める。

改 正 後

(法人の均等割の税率)

第41条 法人の均等割の税率は、次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

法人	税率
(1) 次に掲げる法人	略
ア及びイ 略	
ウ <u>一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)</u> 及び <u>一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</u>	
エ 保険業法に規定する相互会社	

改 正 前

(法人の均等割の税率)

第41条 法人の均等割の税率は、次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

法人	税率
(1) 次に掲げる法人	略
ア及びイ 略	
ウ 保険業法に規定する相互会社	

以外の法人で資本金の額又は出  
資金の額を有しないもの（ア  
らウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額を有する法人（法  
人税法別表第 2 に規定する独立  
行政法人で収益事業を行わない  
もの及びエに掲げる法人を除く。  
以下この表において同じ。）で  
資本金等の額が1,000万円以下で  
あるもの

略

（法人の均等割の税率の特例）

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に  
開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2  
項第3号若しくは第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、

以外の法人で資本金の額又は出  
資金の額を有しないもの（ア及  
びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額を有する法人（法  
人税法別表第 2 に規定する独立  
行政法人で収益事業を行わない  
もの及びウに掲げる法人を除く。  
以下この表において同じ。）で  
資本金等の額が1,000万円以下で  
あるもの

略

（法人の均等割の税率の特例）

第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に  
開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2  
項第3号若しくは第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、

第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人	加算額
(1) 次に掲げる法人	略
ア及びイ 略	
ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u>	
エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ <u>アからウまでに掲げる法人を除く。</u> ）	

第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人	加算額
(1) 次に掲げる法人	略
ア及びイ 略	
ウ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ <u>ア及びイに掲げる法人を除く。</u> ）	

く。)

才 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び工に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

略

工 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

略

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中第8条第2項の改正、第26条の2及び第27条の2を削る改正、第78条の次に2条を加える改正、第80条の改正、第83条の次に3条を加える改正並びに第105条及び第106条を削り、第104条の次に3条を加える改正並びに次条第1項の規定 平成20年4月1日

（2） 第1条中第21条第5項第4号の改正、同項第5号を第6号とし、同号の前に1号を加える改正及び第54条の改正並びに第2条の規

定 平成20年12月1日

(3) 第1条中第53条の4第1項及び第53条の12第1項の改正並びに次条第2項の規定 平成21年1月1日

(4) 第1条中第23条の改正、第24条の4を第24条の5とし、同条の前に1条を加える改正及び第25条の改正並びに次条第3項の規定

平成21年4月1日

(5) 第1条中第53条の4に1項を加える改正、第53条の6の改正、第53条の7の改正及び同条の次に1条を加える改正並びに次条第4

項の規定 平成22年1月1日

(6) 第1条中第53条の12に1項を加える改正 平成22年4月1日

(7) 第1条中第58条の改正及び同条の次に1条を加える改正 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第 号。以下

「暫定措置法」という。）の施行の日

(8) 第1条中第88条の改正 長期優良住宅の普及に関する法律（平成20年法律第 号）の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）

第2条 平成19年度分までの個人の県民税については、第1条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第26条の2

及び第27条の2の規定は、なおその効力を有する。

2 平成21年1月1日前に支払を受けるべき旧条例第53条の4に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第24条の4の規定は、所得割の納税義務者が平成20年1月1日

以後に支出する寄附金について適用する。



4 新条例第53条の7の2の規定は、平成22年1月1日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 旧条例第21条第1項の表第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。)については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第5条 平成20年3月31日までに行われた住宅以外の家屋の取得に対する不動産取得税については、旧条例第80条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第7条 新条例第208条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

第8条 この条例の規定(附則第1条第1号及び第7号に掲げる改正並びに附則第2条第1項の規定を除く。)は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。

第9条 この条例の規定(附則第1条第7号に掲げる改正に限る。)は、暫定措置法の施行によりその効力を生じるものとし、暫定措置法が成立しないとき、その他暫定措置法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。